

中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書				連 事 年	結 業 度	・ ・ ・	法人名	())
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 算	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「50の①」)	20	円	
	調整前連結税額の個別帰属額 $(23) \times \frac{(1)}{(20)}$	2			機 械 等 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 (取得連結法人の(1)の合計)	21		
	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(八)付表「9」の合計)	3			繰 越 税 額 控 除 限 度 額 (繰越連結法人の(1)の合計)	22		
	税 額 控 除 限 度 額 $(3) \times \frac{7}{100}$	4			調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	23		
	法 人 税 額 基 準 額 調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$	5			総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(23) \times \frac{20}{100}$	24		
	法 人 税 額 基 準 額 個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	6			当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)	25		
	法 人 税 額 基 準 額 ((5)と(6)のうち少ない金額)	7			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「35の②」)	26		
	当期税額控除可能額 ((4)と(7)のうち少ない金額)	8			当期分の特別控除額の合計額 (25) - (26)	27		
	調整前連結税額超過構成額 $(26) \times \frac{(8)}{(25)}$	9			総調整前連結税額基準額 $(23) \times \frac{20}{100}$	28		
	当期分の特別控除額 (8) - (9)	10			総調整前連結税額基準額の残額 (28)又は(28) - (25)	29		
	繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (38)の計)	11			繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	30		
	法 人 税 額 基 準 額 調整前連結税額基準額 $(29) \times \frac{(1)}{(22)}$	12			連 結 事 業 年 度 平 平 (各連結法人の(39の①)の合計)	31		
	法 人 税 額 基 準 額 個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	13			平 平 (各連結法人の(39の②)の合計)	32		
	法 人 税 額 基 準 額 個別帰属額基準額の残額 (13)又は((13) - (8))	14			合 計	33		
	法 人 税 額 基 準 額 法人税額基準額 ((12)と(14)のうち少ない金額)	15			平 平 (別表六の二(十三)「33の②」)	34		
	当期繰越税額控除可能額 ((11)と(15)のうち少ない金額)	16			平 平 (別表六の二(十三)「34の②」)	35		
	調整前連結税額超過構成額 $(33) \times \frac{(39の①)}{(30)} + (34) \times \frac{(39の②)}{(31)}$	17			当期分の特別控除額の合計額 (32) - (35)	36		
	当期繰越税額控除額 (16) - (17)	18			法人税額の特別控除額の合計額 (27) + (36)	37		
	当期分の特別控除額の個別帰属額 (10) + (18)	19		各 連 結 法 人 に お け る 翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算	連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	前 期 繰 越 税 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額	当 期 控 除 可 能 額	翌 期 繰 越 額 (38) - (39)
					38	39	40	
				平 平	①	円	円	
				平 平	②			外 円
				計			(16)	
				当 期 分	(4)	(8)	外	
				合 計				

別表六の二(八)の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の11第2項又は第3項(中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる連結事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度又は連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

- (1) 特定機械装置等を事業の用に供した連結事業年度(供用年度)
- (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度

(3) 特定機械装置等又は特定機械等を事業の用に供した事業年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度

2 この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

3 「翌期繰越額40」の各欄の外書には、措置法第68条の15(法人税の額から控除される特別控除額の特例)の規定の適用を受ける場合に、別表六の二(十三)の「調整前連結税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。